

## ○「代理権限証明情報」、「資格証明情報」とは、どのようなものですか？

(情報番号 1 3 1 5 全 1 頁)

### 1 「代理権限証明情報」について

登記の申請は、必ず本人が申請しなければならないものではなく、代理人が本人に代わって申請することができます。ただし、代理人によって登記の申請をする場合には、申請情報と共に代理人の権限を証明する情報を提供する必要があります。このような情報を「代理権限証明情報」といいます。

具体的には、申請人である本人が任意に代理人を選任して、その代理人が登記の申請をする場合に、例えば、司法書士、土地家屋調査士に登記の申請について委任した場合には、その委任内容、受任者及び委任者が記載されている委任状が「代理権限証明情報」になります。また、申請人が未成年者である場合は、親権者又は未成年後見人が法定代理人として、本人を代理して登記の申請を行うこととなりますので、戸籍の全部事項証明書等が「代理権限証明情報」となります。

### 2 「資格証明情報」について

申請人が会社などの法人である場合には、その法人の代表者（取締役、理事など）が法人の行為を行うこととなりますので、法人の代表者の資格を証明する情報を提供する必要があります。このような情報を「資格証明情報」といいます。具体的には、会社の登記事項証明情報が、「資格証明情報」となります。

### 3 有効期限について

「代理権限証明情報」（戸籍や会社の登記事項証明書など官公署が作成したものに限りません。）及び「資格証明情報」は、作成後 3 か月以内のものを提出しなければなりません。

委任状の書式には、特に決められたものではありませんが、最低限必要な記載事項は次のとおりです。

- ① 委任者
- ② 受任者
- ③ 委任内容（登記の申請を委任することなどです。）
- ④ 不動産の表示（どの不動産について登記の申請をするかです。）
- ⑤ 委任日